

○内閣府告示第三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第六百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年三月三十一日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 群馬県及び前橋市
- 二 構造改革特別区域の名称 前橋競輪にぎわい特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 前橋市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第七十四号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年三月三十一日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福井市
- 二 構造改革特別区域の名称 来てみて福井けいりん特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福井市の全域

○内閣府告示第三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年三月三十一日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山口県及び下関市
- 二 構造改革特別区域の名称 下関地区水産業活性化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 下関市の区域の一部（唐戸地区、彦島地区及び大和町一帯）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）